

平成23年度

# 富士市消費生活モニター募集

「消費生活モニター事業」は、価格調査や研修などの実践活動を通じて、モニター自身はもちろん、市民一人一人が知識を向上させ、「自立した消費者」「行動する消費者」となることをねらいとしています。

## 主な活動

① 毎月1回の主要生活物資の価格調査

毎月1回、調査店舗を訪れて、調査対象となっている20品目の価格を調査します。

### 〈調査品目〉

- 食パン
- ヨーグルト
- うるち米
- 牛乳
- みそ
- 豚肉
- マーガリン類
- 鶏卵
- 砂糖
- 小麦粉
- しょうゆ
- ガソリン
- 食用油
- 台所用洗剤
- トイレットペーパー
- マヨネーズ
- 家庭用灯油
- プロパンガス
- 洗濯用合成洗剤
- ティッシュペーパー

### 〈価格調査店舗〉

日常生活している店舗以外で多少遠方へお願いすることがあります。

② 消費生活に関する学習会、視察研修などへの参加（託児可）

③ 富士市生活展、市民生活講座、消費者被害防止キャンペーンへの参加

④ ③について、市と協働する富士市消費者運動連絡会への参加

## 応募資格

- 市内在住の人
- 日常の買い物（食料品など）を直接行っている人
- 生活必需品の販売に関係していない人
- 学習会など（平日昼間開催・毎月1回程度）に参加できる人

(写真右) 消費者月間街頭キャンペーン  
 (写真中) 学習会  
 (写真左) 富士市生活展



## 委嘱期間

4月1日～平成24年3月31日

## 募集人員

28人

## 謝礼

年間2万円

## 申し込み方法

はがきに郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号・応募動機・交通手段・託児の有無・日常買い物をしている店舗名を記入し、〒417-8601 富士市役所市民安全課「消費生活モニター募集」係へ

## 締め切り

2月14日（月）必着

## 決定通知

居住地域などを考慮して選考します。審査の結果は後日通知します。

## 問い合わせ

市民安全課市民相談担当

☎ (55) 2750 FAX (51) 0367

